

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)4 月 17 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】X は Y1 に対し地位確認及び未払賃金支払請求訴訟で勝訴したが、Y1 らの法廷での虚偽の供述で、反論のために多大な負担と精神的苦痛を被ったとして損害賠償を求めたが裁判での解決を求めた者に生ずる一般的負担として受忍すべきとした事例(2024 年 1 月 31 日東京高裁)

参照条文等:民法 709 条・715 条、会社法 600 条

キーワード:訴訟 精神的苦痛 一般的負担

【2】夫 X は妻 Y との別居後も定期的に妻と長男 A が居住するマンションを訪れ A の世話をしていたが、無断で鍵を交換され入室を拒否されたため、従前の共同占有の復帰、A との人格的交流の機会を奪われたことへの慰謝料の支払等を求め、請求の一部が認容された事例(2024 年 5 月 15 日東京高裁)

参照条文等:民法 200 条 1 項・203 条

キーワード:共同占有の復帰 子との交流 別居後の夫婦

【3】被相続人 A の相続に関し相続人 X1X2 が、他の相続人 Y1Y2Y3 に対し A の口授でなされた危急時遺言が無効であることの確認等を求めた事案で、遺言の真実性に疑問があり、かかる内容の遺言をする遺志が A にあったとは認めがたい等として本件遺言を無効とした事例(2024 年 8 月 29 日東京高裁)

参照条文等:民法 976 条

キーワード:危急時遺言 証人 弁護士

【4】X が Y の経営する形成外科医院で二重瞼形成手術を受けたところ、医師の注意義務違反により左右瞼の外観が非対称になった等と主張して Y に対し損害賠償を求めたが、一般人から見て対称性について違和感を持つ程度には至っていない等として、請求が棄却された(2023 年 10 月 2 日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条

キーワード:二重瞼形成手術 対称性 違和感

（知的財産）

【5】原告は第 41 類「芸芸・スポーツ又は知識の教授」等を指定役務とし、「触らない施術」の文字で表した商標につき商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け不服審判も特許庁により不成立とされたため、本件審決の取消を求める訴訟を提起したが請求が棄却された事案(2025 年 3 月 10 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード:自他役務の識別標識 商標法 3 条 1 項 3 号 役務の内容を表したもの

【6】原告は指定商品を第 9 類及び第 16 類に属する願書に記載の商品とし「ぼんちゃん」の文字からなる商標につき商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け不服審判も不成立とされたため、本件審決の取消を求める訴訟を提起したところ請求が認容された事案(2025 年 3 月 12 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 6 号

キーワード:拒絶査定 著名なもの 観光振興に関する事業

【7】発明の名称を「皮下組織および皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする特許に基づく損害賠償請求を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴した事案で、無効理由による被控訴人の抗弁に理由がないとし原判決を取消して控訴人の請求を認容した事案(2025年3月19日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 1 項柱書き、特許法 70 条 1 項、2 項、民法 709 条

キーワード:自己由来の血漿 産業上利用することができる発明 方法の発明

【8】発明の名称を「ビークル」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、容易想到性に関する本件審決の判断は根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず誤りがあるというべきであるとして審決を取消した事案(2025年3月24日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:容易想到性 当業者の技術常識 ドローン

(民事手続)

【9】債権回収会社 X は債務者 Y の報酬債権を差押えたため Y は民事執行法 153 条 1 項に基づき差押命令の全部取消を求めた事案で、差押えられた報酬債権は同法 152 条 1 項 2 号の「給与に係る債権」と同視できるとし差押えの範囲を給与債権と同程度まで変更した(2024年7月5日大阪地裁)

参照条文等:民事執行法 152 条 1 項 2 号・153 条 1 項

キーワード:継続的な業務委託契約 報酬債権 給与に係る債権と同視

【10】X(元妻)は Y(元夫)に対し養育費及び婚姻費用債権に基づき Y の給与債権を差押さえたが Y は生活保護受給中を理由に全部取消を求めた。本決定は、差押えは本来全部取り消されるべきだが、Y の娯楽費支出の多さ、不誠実さ等に照らし差押範囲を変更し差押えを認容(2024年8月23日大阪地裁)

参照条文等:民事執行法 152 条 1 項 2 号・153 条 1 項、生活保護法 8 条 1 項

キーワード:養育費 婚姻費用 生活保護 差押禁止債権の範囲変更

(刑事法)

【11】刑訴法 227 条 1 項に基づく第 1 回公判期日前の証人尋問を実施することに対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから本件抗告の申立ては不適法であるとして抗告を棄却した事例(2025年3月31日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 227 条 1 項

キーワード:公判期日前の証人尋問 特別抗告 抗告棄却

【12】航空法 150 条 5 号の 4、73 条の 4 第 5 項、航空法施行規則 164 条の 16 第 3 号に関し、処罰対象行為の決定を私人である機長に委任するものではないから、これらの条項が憲法 31 条、73 条 6 号に違反するとの主張は前提を欠き、刑訴法 405 条の上告理由に当たらないと判示(2025年4月8日最高裁)

参照条文等:航空法 150 条 5 号・73 条の 4、航空法施行規則 164 条の 16 第 3 号、憲法 31 条・73 条 6 号

キーワード:航空法 処罰対象となる行為の決定 上告棄却

【13】原審は被告人を執行猶予 4 年とする主文を述べたが、その後作成された判決書の主文には執行猶予 3 年間と記載されていた。そのため検察官が控訴し原判決の破棄を主張。弁護人は控訴趣意を争わず判決主文を検察官の主張どおりであると認め、原判決が破棄された事例(2024年9月3日福岡高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 342 条・379 条

キーワード:宣告された主文 判決書の主文 訴訟手続の法令違反

(公法)

【14】子ども・子育て支援法 29 条 5 項から 7 項までに定める制度の下で、特定地域型保育事業者が市町村に対して有する地域型保育給付費に相当する額の金員の支払を求める債権は差押えが禁止される「子どものための教育・保育給付を受ける権利」には当たらないと判示(2025 年 3 月 19 日最高裁)

参照条文等:子ども・子育て支援法 17 条

キーワード:特定地域型保育事業者 地域型保育給付費 差押債権

【15】日本国籍を離脱しない自由ないし保持する権利は憲法上保障された権利ではなく、憲法 10 条が国籍の得喪の要件を立法府の裁量に委ねていることからすれば、国籍法 11 条 1 項は裁量の範囲を逸脱しているとはいえないと判示(2023 年 2 月 21 日東京高裁)

参照条文等:憲法 10 条・13 条・14 条 1 項・22 条 2 項、国籍法 11 条 1 項

キーワード:国籍確認請求 日本国籍を離脱しない自由 国籍法 11 条1項

【16】自衛隊駐屯地の新設工事につき隣接する一連の土地の共有持分権に基づき工事差止の仮処分命令申立をした事案。漁業者ら個人が上記土地の共有持分権を取得したこと及び生命身体への危険があることを認めることができないとして、申立てを却下または棄却(2025 年 3 月 31 日福岡高裁)

参照条文等:憲法 13 条等

キーワード:自衛隊駐屯地 共有持分権 工事差止仮処分 即時抗告

(社会法)

【17】地方公共団体運営の自動車運送事業のバス運転手として勤務していた職員が運賃の着服等を理由に懲戒免職処分に伴って受けた退職手当等の全部を支給しないとする処分が裁量権の範囲を逸脱し違法とした原審の判断に違法があるとし、全部不支給処分を是認した事例(2025 年 4 月 17 日最高裁)

参照条文等:京都市交通局職員退職手当支給規程 8 条 1 項 1 号

キーワード:バス運転手 運賃着服 懲戒免職 退職手当不支給

【18】JR 東海の東海道新幹線等の運転士 X らが、年次有給休暇を申請したのに対し労基法 39 条 5 項但書所定の時季変更権を行使されて就業を命じられたため、労働契約に違反するとして損害賠償を請求。原審は請求を認容したが本判決は X らの請求をいずれも棄却した(2024 年 2 月 28 日東京高裁)

参照条文等:労働基準法 39 条 5 項

キーワード:労働基準法 39 条 5 項

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京高判令和 6 年 1 月 31 日 判例タイムズ 1529 号 149 頁

令和 5 年(ネ)第 4145 号 詐欺未遂・偽証行為に対する損害賠償請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立)

X は合同会社 Y1 に対し地位確認及び未払賃金支払請求訴訟を提起し勝訴したが、Y1 の主張や Y1 の代表者代表社員である株式会社の職務執行者 Y2 及び Y1 の従業員 Y3 作成の陳述書や法廷での供述が虚偽であり、反論等のために多大な負担を強いられ、かつ、敗訴の恐怖を感じるなどして精神的苦痛を被ったとして、Y1 に対し民法 709 条 715 条又は会社法 600 条に基づき、Y2Y3 に対し民法 709 条に基づき損害賠償を求めた。本判決は、訴え提起が違法な行為といえるのは提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて訴えを提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られ、応訴のための訴訟活動の場合も基本的には同様に解されるとした上で、応訴の場合は、提訴への対応として開始されるため、提訴者の主張をまず争いつつ提訴者の訴訟活動に応じた対応を検討することが社会通念上許容されることが多いこと、提訴者の訴訟活動の負担が大きくなるのは自ら裁判により解決を求めた者に生ずる一般的負担として受忍すべきであることといった事情を考慮すべきであると、本件の各陳述について個別に検討し、違法性を否定し、請求を全部棄却した。

参照条文等:民法 709 条・715 条、会社法 600 条

【2】東京高判令和 6 年 5 月 15 日 判例タイムズ 1529 号 139 頁

令和 5 年(ネ)第 4755 号 占有回収等請求控訴事件(変更、確定)

夫 X はマンション(本件建物)を購入し妻 Y 及び未成年の長男 A と居住していたが、令和 2 年 7 月頃に単身別居した。X はその後も定期的に本件建物を訪れ A の世話をしていたところ、Y が、令和 4 年 1 月末頃、鍵を無断で交換したため、X は Y に対し、(1)鍵の交換は本件建物の占有の侵奪であるとして占有回収の訴えによる物の返還及び損害の賠償として、本件建物の引渡し及び従前の共同占有の復帰と令和 4 年 2 月 1 日から引渡済まで 1 か月 15 万円の割合による金員の支払い、及び、(2)鍵の交換などにより A との人格的交流の機会を奪われたとして不法行為に基づき慰謝料 300 万円等の支払い等を求めたところ、原審は、X は別居の際に本件建物の占有を放棄したとして請求を棄却した。

本判決は、X が 4,900 万円ものローンを組んで本件建物を購入し、別居後も返済及び管理費の支払いを続けており、別居後も鍵を保有し出入りしていたこと等から、X が占有の意思を放棄したとは認められず、冷蔵庫、テレビ等の家電・家具類等を残していたこと等から本件建物所持を失ったとも認められないとし、鍵の無断交換は本件建物の占有・利用を妨げたものであるとして、本件建物の引渡し及び従前の共同占有への復帰を求める請求を認容し、占有侵奪による損害額(経済的損失)については立証がないとして棄却し、父子交流の妨げによる損害については慰謝料等として 22 万円を認めた。

参照条文等:民法 200 条 1 項・203 条

【3】東京高判令和 6 年 8 月 29 日 判例タイムズ 1529 号 130 頁

令和 6 年(ネ)第 2688 号 遺言無効確認請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

被相続人 A(平成 20 年 11 月 6 日死亡)の相続に関し、相続人 X1X2 は、他の相続人 Y1Y2Y3 に対し、A の危急時遺言(同年 10 月 6 日に病院にて BCD の 3 名の証人の立会いの下に、B に遺言の趣旨を

口授し、B が口授を受けた遺言の趣旨を筆記し、これを ACD に読み聞かせた旨の記載及び BCD の署名押印がある)が無効であることの確認等を求めた。本判決は、口授等のなされた日にちや場所等に関する BCD の供述が合理的な理由なく一致せず又は変遷しているので信用できない、遺言の内容は Y1 に有利であるところ、C は Y1 の知り合い、B は C の親戚の弁護士、D は C の知り合いの司法書士であり、中立的な立場とは言えず虚偽の危急時遺言を作成する動機がなかったとはいえない、A は普通の方式による遺言を断念せざるを得ないような客観的状況であったとは認められない、遺言は X1X2 に一切の相続をさせない内容であるが A が生前にそのような内容の遺言をする意思を有していたと認めるに足りる証拠がない等とし、A が上記期日に BCD 立会のもと B に対し口授した事実等は認められないとして本件遺言は無効であるとした。

参照条文等:民法 976 条

【4】東京地判令和 5 年 10 月 2 日 判例時報 2616 号 37 頁

令和 4 年(ワ)第 10608 号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

X が Y の経営する形成外科医院で二重瞼形成手術(本件手術)を受けたところ、医師の注意義務違反により左右瞼の外観が非対称になった等と主張して、Y に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求めたが、請求が棄却された事案。

本判決は、手技上の注意義務違反は少なくとも本件手術によって形成された左右瞼の外観が一般人から見て対称性について違和感を持つ程度に至っていると認められることが必要であるとし、本件ではその程度に至っているとは認められないとして、同義務違反を否定した。また、手術方法に関する説明義務違反、手術内容や手術後の状況に関する説明義務違反について、事実関係を踏まえ、義務違反を否定した。

参照条文等:民法 415 条

(知的財産)

【5】知財高判令和 7 年 3 月 10 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10088 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/935/093935_hanrei.pdf

原告は、「触らない施術」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)につき、第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等を指定役務として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

整骨や整体、気功等の民間療法の分野などにおいては、「触らない施術」、「触れない施術」などとして、患部や患者に触らないで症状を回復させることをうたう施術が広く執り行われている実情がある。また、患部や患者に触らないで行う施術の教授を内容とするセミナーなどが提供ないし販売されており、本願商標の指定役務と関連して、セミナーや書籍、ビデオなどの教授内容を表示することは取引上必要なことであり、一般に広く行われていることが認められる。

以上によれば、本願商標「触らない施術」は、「(患部や身体に)触らないで行う施術」程度の意味合いを容易に想起させるものであり、当該表示は、その指定役務との関係において、知識の教授やセミナーなどの内容を表示記述するものとして、同種役務を提供する同業者における取引に際し必要適切な表示であり、その指定役務に係る取引者、需要者をして、当該役務に使用された場合、役務の質(内容)を表示したものと一般に認識されるものである。

したがって、本願商標を、その指定役務である「技芸・スポーツ又は知識の教授」等について使用しても、当該指定役務に係る需要者をして、患者や患部に触らないで行う施術との役務の内容を表したものと認識

させるにとどまり、役務の出所を表示するものと認識させることはないから、本願商標は、自他役務の識別標識として機能し得ないものである。そうすると、本願商標は、役務の質(内容)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であり、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するから、本願商標の同号該当性について、本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

【6】知財高判令和 7 年 3 月 12 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10090 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/958/093958_hanrei.pdf

原告は、「ぼんちゃん」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)につき、指定商品を第 9 類及び第 16 類に属する願書に記載の商品として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

引用標章は、「ぼんちゃん」の文字からなり、館林市が行う観光振興に関する事業を表示する標章である。

商標法 4 条 1 項 6 号にいう「著名なもの」というためには、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するのが相当である。

引用標章「ぼんちゃん」は、館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県の総人口約 197 万人に対して館林市の人口が 8 万人弱にとどまることからしても、群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるには至らない。そうすると、引用標章は、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということとはできないから、商標法 4 条 1 項 6 号にいう「著名なもの」に当たらない。

また、特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止すると、商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねない。本件全証拠をもって、引用標章が群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるに至らない。

以上によると、引用標章は、「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なもの」に当たらないから、本願商標は、商標法 4 条 1 項 6 号に該当する商標には当たらないとして原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 6 号

【7】知財高判令和 7 年 3 月 19 日 裁判所 HP

令和 5 年(ネ)第 10040 号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/961/093961_hanrei.pdf

発明の名称を「皮下組織および皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする特許に基づく損害賠償請求を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴した事案であって、被控訴人は本件発明の技術的範囲に属する組成物を生産したと認められ、無効理由による被控訴人の抗弁にも理由がないとして、原判決を取り消して控訴人の請求を認容した事案。

(1) 本件クリニックの看護師又は准看護師によって作成された薬剤ノートの記載等によれば、被控訴人は、被施術者から採取した血液から血漿を製造し、これにフィブラストスプレー、イントラリポスを含む、薬剤ノートに記載された各成分を全て混合させた薬剤を製造したと合理的に推認できるところ、被控訴人による主張等を考慮しても、同推認を覆すには至らない。

したがって、被控訴人は、モニターとして募集していた者を対象としていた期間及び一般募集をした者を

対象としていた期間を通じて、上記三成分を含む組成物を製造したと認められるところ、同組成物は、豊胸手術である本件手術に用いるために製造されたものであるから、被控訴人は、本件発明の技術的範囲に属する組成物を生産したと認められる。

(2) 特許法 29 条 1 項柱書きは、「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。」とするのみで、本件発明のような豊胸のために使用する組成物を含め、人体に投与する物につき、特許の対象から除外する旨を明示的に規定してはいない。また、昭和 50 年法律第 46 号による改正前の法は、「医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下同じ。)又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明」を、特許を受けることができない発明としていたが(同改正前の法 32 条 2 号)、同改正においてこの規定は削除され、人体に投与することが予定されている医薬の発明であっても特許を受け得ることが明確にされたというべきである。したがって、人体に投与することが予定されていることをもって、当該「物の発明」が実質的に医療行為を対象とした「方法の発明」であって、「産業上利用することができる発明」に当たらないと解釈することは困難である。

次に、本件発明の「自己由来の血漿」は、被施術者から採血をして得て、最終的には被施術者に投与することが予定されているが、人間から採取したものを原材料として、最終的にそれがその人間の体内に戻されることが予定されている物の発明について、そのことをもって、これを実質的に「方法の発明」に当たるとか、一連の行為としてみると医療行為であるから「産業上利用することができる発明」に当たらないなどということとはできない。

以上によると、本件発明が「産業上利用することができる発明」に当たらないとすることはできず、本件発明に係る特許は、法 29 条 1 項柱書きの規定に違反してされたものということとはできない。したがって、同無効理由の存在により本件特許権を行使することができないとする被控訴人の抗弁には理由がない。

参照条文等:特許法 29 条 1 項柱書き、特許法 70 条 1 項、2 項、民法 709 条

【8】知財高判令和 7 年 3 月 24 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10049 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/093949_hanrei.pdf

発明の名称を「ビークル」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、容易想到性に関する本件審決の判断は、根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず、誤りがあるというべきであるとして、審決を取り消した事案。

(1) 本件審決の本件容易想到性判断部分では、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であることにつきその根拠が示されておらず、これを裏付ける証拠が本件で提出されていることもないし、当該エネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いと認めるに足りる証拠はない。電力とは「電流による単位時間当たりの仕事」を意味するところ(広辞苑第七版)、バッテリーが小さい場合に、当該バッテリーから供給可能な電力の総量が小さいといえたとしても、このことは、当該バッテリーがある時点において供給する電力が低いことを直ちに意味するものではない。

そうすると、引用発明は、バッテリーの温度が低いときに、バッテリーから供給できる電力が小さいという課題を解決するものであるところ、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」について、エネルギー貯蔵装置(バッテリー)から供給可能な電力が低いとの課題が一般的に存在すると認めるに足りないから、引用発明が解決する課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するとはいえない。したがって、引用発明の課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するために、当業者において、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とする動機付けがあると認めることもできない。そうであるとすれば、引用発明の車両を、「リーン姿勢で旋回可能に

構成された車両」とすることに格別の困難性は認められないとする本件審決の判断は、その根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず、誤りがあるというべきである。

(2) 本件補正発明のドローンにつき、本願明細書等の記載によれば、航空機のうち回転翼を有するものであり、回転翼を回転させて大気中を飛行するものであると認められる。これに対し、引用発明は車両の発明であり、駆動輪が動力を路面に伝えて走行するものであるから、車輪を有し、この車輪が回転して陸上を走行する車であると認められる。そうすると、車輪が回転して陸上を走行するものである引用発明の車両と、回転翼を回転させ大気中を飛行するものである本件補正発明のドローンとは、構造・移動形態が本質的に異なるといえる。そして、車両をドローンとすることが当業者の技術常識であるとも認められない。

さらに、本件審決は、本件容易想到性判断部分において、「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えたビークルが、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両であること」を周知の技術(本件周知技術)と認定するが、ドローンが「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えた」ものであることを認めるに足りる証拠を示していないし、本件容易想到性判断部分において、引用発明の車両をドローンとすることにつき格別の困難性は認められないと判断する根拠につきこれを認めるに足りる証拠を示していない。

そうであるとすれば、引用発明の車両をドローンにすることに格別の困難性は認められないとする本件審決の判断は、その根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず、誤りがあるというべきである。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

(民事手続)

【9】大阪地決令和 6 年 7 月 5 日 判例タイムズ 1529 号 192 頁

令和 6 年(ワ)第 9088 号 差押禁止債権の範囲変更(差押命令取消し)申立事件(一部認容、確定)

貸金債権の管理回収業務を受託した債権回収会社 X は、自然人である債務者 Y の第三債務者に対する継続的な業務委託契約に基づく報酬債権(6 か月分)を差押えたところ、Y は、民事執行法 153 条 1 項に基づき差押命令の全部取消を求めた。

本決定は、Y は牛乳等の宅配業務を行い毎月その報酬(業務委託料)の支払いを受けており手取額は 20 万円を下回ることが多く、Y はこれにより生計を維持していること、Y には他に生計を維持するための収入・財産があるとはうかがわれないことから、差押えられた報酬債権は、実質的に、同法 152 条 1 項 2 号の「給与に係る債権」と同視できるとし、差押えの範囲を給与債権と同程度まで変更(減縮)した。

参照条文等:民事執行法 152 条 1 項 2 号・153 条 1 項

【10】大阪地決令和 6 年 8 月 23 日 判例タイムズ 1529 号 188 頁

令和 6 年(ワ)第 9075 号 差押禁止債権の範囲変更申立事件(一部認容、確定)

X(元妻)は、Y(元夫)に対し、養育費及び婚姻費用債権に基づき Y の給与債権(基本的に 2 分の 1)を差し押さえたところ、Y は、生活保護受給中であるとして、民事執行法 153 条 1 項に基づき差押えの全部取消を求めた。本決定は、Y の給与は生活保護費と合わせて最低限の生活を営むのに必要なものであり、実質的に生活保護費に相当するものなので、差押えは特段の事情のない限り全部取り消されるべきであるとしたが、本件では、請求債権が養育費請求権等であり支払われる必要性が高いこと、Y は嗜好品や娯楽費の支出が多くこれらのある程度控えることにより継続的に養育費の支払いに充てる金額を捻出することは十分可能であること、従前の支払状況等の経緯等に照らし Y に不誠実性が認められ差押えを全部取り消すことは公平に反すること等から、上記「特段の事情」があるとし、X の生活状況、Y の収入状況等を踏まえ、差押禁止の範囲を 5 分の 4 に変更し、差押可能部分である 5 分の 1 を超える差押部分を取り消した。

参照条文等:民事執行法 152 条 1 項 2 号・153 条 1 項、生活保護法 8 条 1 項

(刑事法)

【11】最二決令和 7 年 3 月 31 日 最高裁 HP

令和 7 年(し)第 152 号 刑訴法 227 条 1 項に基づく第 1 回公判期日前の証人尋問に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/974/093974_hanrei.pdf

(判旨)

刑訴法 227 条 1 項に基づく第 1 回公判期日前の証人尋問を実施することに対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告の申立ては不適法である。

よって、抗告を棄却する。

参照条文等:刑事訴訟法 227 条 1 項

【12】最三決令和 7 年 4 月 8 日 最高裁 HP

令和 5 年(あ)第 1434 号 威力業務妨害、暴行、航空法違反、公務執行妨害、器物損壊被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/093994_hanrei.pdf

(判旨)

航空法 150 条 5 号の 4、73 条の 4 第 5 項、航空法施行規則 164 条の 16 第 3 号に関し、処罰対象となる行為の決定を私人である機長に委任しているとして憲法 31 条、73 条 6 号違反をいう点は、航空法 150 条 5 号の 4、73 条の 4 第 5 項、航空法施行規則 164 条の 16、同法 73 条の 3 の禁止する行為のうち、機長が反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができ、当該命令に違反したときに処罰対象となるものを具体的に規定しており、処罰対象となる行為の決定を機長に委任したものとはいえないから、前提を欠き、航空法施行規則 164 条の 16 第 3 号の文言が不明確であるとして憲法 31 条違反をいう点は、同文言が不明確であるとはいえないから、前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

よって、本件上告を棄却する。

参照条文等:航空法 150 条 5 号・73 条の 4、航空法施行規則 164 条の 16 第 3 号、憲法 31 条・73 条 6 号

【13】福岡高判令和 6 年 9 月 3 日 判例時報 2616 号 141 頁

令和 6 年(う)第 129 号 危険運転致傷被告事件(破棄自判(確定))

被告人が車両運転中にアルコールの影響で仮眠状態に陥り、被害車両に衝突させ(本件事故)、被害車両の同乗者に加療約 2 週間の傷害を負わせたとして危険運転致傷罪に問われ、原審において被告人がアルコールの影響を争った(当時は睡眠不足で疲労困憊の状態)事案。

原審は判決宣告期日において、同罪の成立を認めた上、「被告人を懲役 1 年に処する。この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。」との主文を述べたが、その後作成された判決書の主文には執行猶予について「3 年間その刑の執行を猶予する。」として異なる内容が記載されていた。そのため、検察官が控訴し、刑訴法 379 条の訴訟手続の法令違反に該当して原判決は破棄を免れないと主張した。弁護人は控訴趣意を争わず、本判決は原審の公判期日で実際に宣告された判決の主文を検察官の主張のとおりであると認め、原判決を破棄した。

参照条文等:刑事訴訟法 342 条・379 条

(公法)

【14】最二決令和 7 年 3 月 19 日 裁判所 HP

令和 6 年(許)第 12 号 債権差押命令に対する執行抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/929/093929_hanrei.pdf

裁判要旨

子ども・子育て支援法 29 条 5 項から 7 項までに定める制度の下において、特定地域型保育事業者が市町村に対して有する地域型保育給付費に相当する額の金員の支払を求める債権は、同法 17 条において差押えが禁止される「子どものための教育・保育給付を受ける権利」に当たらない

(理由)

同法 17 条が地域型保育給付費の支給を受ける権利の差押え等を禁止しているのは、認定子どもに係る認定保護者が地域型保育給付費の支給を現実に行うことができるようにして、当該認定子ども及び当該認定保護者の保護を図る趣旨によるものであって、保育事業者の保護を図る趣旨によるものではないと解される。また、地域型保育給付費に相当する額の金員が確実に保育費用に充てられるようにするという直接支払制度の上記趣旨からすると、保育事業者債権について、当該保育事業者の債権者がこれを差し押さえ、取り立てるなどしても、当該保育事業者は、当該保育事業者債権に相当する額の保育費用を認定保護者に対して請求することはできないと解されるから、法 17 条の上記趣旨に反する事態が生ずるものではない。

参照条文等:子ども・子育て支援法 17 条

【15】東京高判令和 5 年 2 月 21 日 判例タイムズ 1529 号 83 頁

令和 3 年(行コ)第 26 号 国籍確認等請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/937/091937_hanrei.pdf

国籍法 11 条 1 項(「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」)は憲法に違反して無効であるとして、(1)自己の志望により外国籍を取得した X らは、(ア)日本国籍を有することの確認、(イ)同項の改正を行わない立法不作為が国賠法上違法であるとして国に対し精神的苦痛等の損害賠償の支払いを求め、(2)外国籍の取得を希望している Y らは、外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を求めたところ、原審は(1)について請求を棄却し、(2)について確認の利益がないとして不適法却下した。

本判決は、Y らは申請をすれば外国籍を取得する相当程度の蓋然性があり、判決をもって法律関係の存否を確認することが、外国籍を志望し取得した場合に日本国籍を喪失するか否かという法律関係に関する法律上の紛争を解決し、日本国籍を保有し得るか否かに係る法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切であるとして、確認の利益を認めたと、国籍法 11 条 1 項については、日本国籍を離脱しない自由ないし保持する権利は憲法上保障されず、憲法 10 条が国籍の得喪の要件を立法府の裁量に委ねていることからすれば、立法目的及びその手段が合理的である場合には裁量の範囲を逸脱等したとはいえないとし、国籍法 11 条 1 項は同逸脱等をしていないとは認められず、合理的な理由のない差別にもあたらないので憲法 14 条にも違反しないと、立法不作為が国賠法上違法とはいえないとして、控訴を棄却した。

参照条文等:憲法 10 条・13 条・14 条 1 項・22 条 2 項、国籍法 11 条 1 項

【16】福岡高決令和 7 年 3 月 31 日 裁判所 HP

令和 6 年(ラ)第 171 号 佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗

告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/093989_hanrei.pdf

自衛隊駐屯地の新設工事につき、佐賀空港に隣接する一連の土地の共有持分権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権、あるいは人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権を被保全債権として、工事差止の仮処分命令申し立てをした事案で、漁業者ら個人が上記土地の共有持分権を取得したこと、及び生命身体への危険があることのいずれも認めることができないから、被保全権利の疎明があるとは言えないとして申し立てを却下あるいは棄却した。

参照条文等:憲法 13 条等

(社会法)

【17】最一判令和 7 年 4 月 17 日判決 裁判所 HP

令和 6 年(行ヒ)第 201 号 懲戒免職処分取消等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/094011_hanrei.pdf

地方公共団体が経営する自動車運送事業のバスの運転手として勤務していた職員が運賃の着服等を理由とする懲戒免職処分に伴って受けた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとした事例。

控訴審判決は、詳細な説示の上に、着服による被害金額が 1000 円にとどまるのに対して 1211 万円余りの退職手当を全部不支給とすることは非違行為の程度及び内容に比して酷に過ぎるとしたが、最高裁判所は、非違行為に至った経緯に特段酌むべき事情はなく、当初は着服を否認しようとした等と指摘の上、全部不支給処分を是認した。

参照条文等:京都市交通局職員退職手当支給規程 8 条 1 項 1 号

【18】東京高判令和 6 年 2 月 28 日 判例時報 2616 号 60 頁

令和 5 年(ネ)第 2385 号・4233 号 各損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(一部取消・請求棄却(上告・上告受理申立て))

東海道新幹線等の事業を営む株式会社 Y と労働契約を締結し、運転士として勤務していた X らが、年次有給休暇を申請したのに対し、Y から労基法 39 条 5 項但書所定の時季変更権を行使されて就業を命じられたことにつき、上記時季変更権の行使が労働契約に反するものであるとして、債務不履行に基づく損害賠償請求し、原審は債務不履行を認めていた事案。

本判決は、Y が時季変更権の行使を不当に遅延させたか否かについて、Y が勤務日の 5 日前に時季変更権を行使したことについて、事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断するのに必要な合理的期間を超えてされたものということとはできないとし、また、Y が恒常的な要員不足の状態のまま時季変更権を行使したか否かについて、恒常的な要員不足の状態に陥っていたものということとはできないとして、原判決と異なる判断をし、X らの請求をいずれも棄却した。

参照条文等:労働基準法 39 条 5 項

(紹介済み判例)

東京高決令和 4 年 9 月 8 日 判例時報 2616 号 31 頁

令和 4 年(ラ)第 1269 号 養育費審判に対する抗告事件(確定)

→法務速報 285 番 2 号にて紹介済み

東京地判令和 5 年 12 月 11 日 判例時報 2616 号 134 頁

令和 5 年(ワ)第 3171 号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

→法務速報 279 番 25 号にて紹介済み

最二判令和 5 年 12 月 15 日 判例タイムズ 1529 号 58 頁

令和 4 年(行ツ)第 275 号 年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求事件(上告棄却)

→法務速報 272 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/584/092584_hanrei.pdf

最一判令和 6 年 6 月 27 日 判例タイムズ 1529 号 52 頁

令和 4 年(行ヒ)第 319 号 懲戒処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 号 21 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/123/093123_hanrei.pdf

最一判令和 6 年 7 月 8 日 判例タイムズ 1529 号 68 頁

令和 4 年(受)第 1780 号 退職慰労金等請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/093176_hanrei.pdf

最一決令和 6 年 7 月 8 日 判例タイムズ 1529 号 68 頁

令和 4 年(マ)第 246 号 閲覧等制限の申立て事件(申立却下)

→法務速報 280 号 12 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/177/093177_hanrei.pdf

最二判令和 6 年 9 月 13 日 判例タイムズ 1529 号 44 頁

令和 4 年(行ヒ)第 352 号、第 353 号 退職共済年金及び老齢厚生年金減額処分無効確認乃至取り消し等請求事件(破棄自判)

→法務速報 281 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/343/093343_hanrei.pdf

2. 令和 7 年(2025 年)4 月 17 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 217 9

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・選挙運動について、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定め、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けることを定めた法律。

・衆法 217 10

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図ることを定めた法律。

・衆法 217 15

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を令和12年3月31日まで延長することを定めた法律。

・衆法 217 16

半島振興法の一部を改正する法律

・・・半島振興法の有効期限を10年延長すること、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定の定め、半島振興計画の内容を拡充することほか、産業基盤及び生活環境の整備等を定めた法律。

・衆法 217 17

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定地域づくり事業協同組合の関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長することを定めた法律。

・衆法 217 18

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

・・・国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、証人等の旅費及び日当について整理することを定めた法律。

・衆法 217 19

棚田地域振興法の一部を改正する法律

・・・棚田地域振興法の有効期限を令和12年3月31日まで延長すること、国及び地方公共団体の指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務に係る規定等を定めた法律。

・衆法 217 20

山村振興法の一部を改正する法律

・・・山村振興法の有効期限を令和17年3月31日まで延長すること、同法の目的規定及び基本理念の整備、国等の責務に係る規定の定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図ることを定めた法律。

・閣法 217 1

所得税法等の一部を改正する法律

・・・所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除の創設、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充、相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について適用期限を延長すること等を定めた法律。

・閣法 217 2

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を定めた法律。

・閣法 217 3

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・令和7年度分の地方交付税の総額の特例措置、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限の延長等を定めた法律。

・閣法 217 6

関税込率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し、電子取引の取引情報に関連した重加算税の加重対象の見直し、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を定めた法律。

・閣法 217 7

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・我が国の国際開発協会への出資額を増額するための措置、米州投資公社へ国債で出資することを可能とするための措置を定めた法律。

・閣法 217 8

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

・・・多数の子等の教育費を負担している家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を定めた法律。

・閣法 217 10

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

・・・公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給することを定めた法律。

・閣法 217 12

道路法等の一部を改正する法律

・・・災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等を定めた法律。

・閣法 217 13

港湾法等の一部を改正する法律

・・・港湾管理者による協働防護計画の作成、同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設等を定めた法律。

・閣法 217 14

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・裁判所の事務の合理化、効率化に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少することを定めた法律。

・閣法 217 22

土地改良法等の一部を改正する法律

・・・申請によらない国等による基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う土地改良施設及び末端施設の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地に係る土地改良事業の実施主体の拡充等を定めた法律。

・閣法 217 23

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する債務の保証及び債券の取得の追加、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務の追加、開発途上地域に対する技術協力における委託先の拡大等を定めた法律。

・閣法 217 56

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律

・・・我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律の統合、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例等を定めた法律。

3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

最高裁判所事務総局民事局／監修 司法協会 5,940円

条解民事訴訟規則(デジタル化関係等)付 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則

藤井篤 平野正也／編 新日本法規 5,280円

私道の相続・処分・管理をめぐる困難要因と実務対応 Q&Aとケース解説★

藤田貴彦／編著 山田雄一郎／著 新日本法規 6,490 円

交通事故裁判における歯科領域の傷害・後遺障害 因果関係、治療の相当性、将来治療費等

白井久明 片岡理恵子 高松政裕 宮田義晃／著 日本加除出版 4,290 円

改訂 Q&A 学校部活動・体育・スポーツの法律相談

事故予防、施設管理、部活動・スポーツイベントの運営、注意義務、監督者責任、部活指導員、地域移行

立川正雄／著 税務経理協会 4,290 円

事業用ビル賃貸借の退去・精算のトラブル予防と解決法

4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

松尾剛行／著 弘文堂 5,500 円

生成AIの法律実務

奥島孝康 落合誠一 浜田道代／編 日本評論社 5,940 円

新基本法コンメンタール 会社法 3(第3版)

第3編:持分会社から第8編:罰則まで(第575条～第979条)

インターネット事件実務研究会／編 ぎょうせい 6,930 円

事例大系 インターネット関係事件 紛争解決の考え方と実務対応★

小林哲平／著 第一法規 3,740 円

心理学的アプローチでうまくいく!依頼者対応7つの極意 弁護士業務でストレスを溜めこまないために

野田 学 白石紘一／著 労働調査会 2,200 円

条解実務 フリーランス法

5. 発刊書籍<解説>

「私道の相続・処分・管理をめぐる困難要因と実務対応 Q&Aとケース解説」

私道をめぐる曖昧・複雑な権利関係が問題となる事例について絵図を用いながら対応策が解説されており、検討すべきポイントが分かりやすく整理されている。所有者不明土地管理制度などの改正民法にも対応しており、有益な本である。

「事例大系 インターネット関係事件 紛争解決の考え方と実務対応」

相手方の特定、削除請求からシステム・サイト開発をめぐるトラブル、ロマンス詐欺、不正送金など最新の事例も取り上げ、民事、刑事を問わず幅広くインターネットにまつわる事案について解説されている。手続の流れがフローチャートで分かりやすく説明されており実務に有用である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。